

教育・文化ふくい創造会議設置要綱

（設置）

第1条 子どもたちの可能性と素質を最大限に伸ばし、全国に誇ることのできる福井県らしい教育と、県民自らが親しみ楽しむことができる県民文化を創造するため、教育・文化ふくい創造会議（以下「創造会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 創造会議は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）福井県の教育・文化の新たな振興方策に関する事項
- （2）その他福井県らしい教育・文化の創造に関し必要と認める事項

（組織）

第3条 創造会議は、15人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、前条に掲げる事項に応じ、その都度、次に掲げる者のうちから福井県教育委員会が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）その他教育委員会が適当と認める者

（座長および座長代理）

第4条 創造会議に座長および座長代理を置く。

2 座長は、委員の互選によってこれを定め、座長代理は、座長が指名する。

3 座長は、会務を総理し、創造会議を代表する。

4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 創造会議は、座長が招集する。

2 座長は、創造会議の議事を整理する。

3 座長が必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（審議内容等の公表）

第6条 創造会議は、会議における審議の内容および議事要旨等を、会議終了後、遅滞なく、適当と認める方法により、公表するものとする。

（庶務）

第7条 創造会議の庶務は、福井県教育庁教育政策課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、創造会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月17日から施行する。